

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2024年7月22日

経済産業大臣

齋藤 健 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役
社長執行役員

清水 隆一

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 5. (1)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 5. (1)関係〕

1. 別表第1 5. (1)に規定する基準

5. 発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。

(1) 財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用及び特別損失

2. 設定した基準

事業外収益（電気事業に係るもの（固定資産売却益を除く。）に限る。）を料金収入比により、送配電部門の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第1 5. (1)に規定する基準に基づき配分すると、附帯事業に係る事業外収益が送配電部門に配分されることとなるが、附帯事業に係る事業外収益は、送配電外部部門の収益に直課することが適切であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。